

通信「合鴨くんからのメッセージ」

第35号 2005.10.20

稲刈りが終わり、広々とした秋空に冷気が混じりこむような季節になり、熊本でも霜や寒気の心配をするようになりましたが、皆様のところではいかがでしょうか。今年も台風の襲来、さらには秋ウンカの大発生があり、被害に遭われた方々には心よりお見舞い申し上げます。

さて、今年も通信がやっとできました。いつも遅筆を謝るところから始まる通信で申し訳ないのですが、性懲りも無く、発刊し続けていきますので、宜しくお願い申し上げます。

特集1：全国合鴨米流通協議会の総務会の報告

2005年3月26日、熊本県益城町にて総務会が開催されました。参加者は上田夫妻(熊本)、岩下(熊本)、澤田親子(鹿児島)、杉浦子連れ(熊本)・内野(宮崎)・原(熊本)・筋田(福岡)、山本(熊本)、下村(熊本)の方々でした。遠いところ、出席された方には本当にお世話になりました。

以下、各議題の抜粋をまとめました。

1. 情報交換

(上田さんのはなし)

1「九州内産直リーダー研修」に参加して(今年の動きも含めて内容を加筆・編集)

昨年3月頃、九州内の産直を行っている生産者が集う『九州内産直リーダー研修』(名称は不正確)に参加した。中島紀一先生(鯉淵学園)や熊本県のマルタ有機農業生産組合の鶴田さんの講演の後、生産者側から有機認証制度に関する報告があった。

有機認証制度が発足して5年、国の検査体制が強化されてきている。2003年の組織改編で、地方農政局と農政事務所の約2,000人の職員が食品の表示違反(有機JAS、特別栽培農産物の表示など)の取締りに当たるようになった。今年になって、有機農産物の生産者や加工業者がJAS法違反で摘発されるケースが増えている。一方、有機農産物自体は、この間、あまり増えていない。2003年度の有機農産物の生産量は全農産物の0.16%しかなく、有機JAS制度が始まった2001年から0.06%しか伸びていない。

また、平成18年3月に改正JAS法が施行され、登録認定機関の責任が重くなるようである。それに伴い、違反の可能性のある生産者や加工業者を施行前に「整理」している、という声もあるようだ。また、登録認定機関の取り消し権限は農水省が握っているため、トラブルが生じて訴訟問題となった場合には、財務力のあるところしか対応できなくなるだろう。そうなれば登録認定機関も廃止・合併などによって、その数は約半分程度になるのではないか。

【上記の内容については、同封の新聞記事もご参照下さい】

2 宇根豊さんの話

通信「合鴨くんからのメッセージ」

(上田さんが実際に話した内容から少しずれているかもしれませんが、)端的に言えば、農水省の「環境政策の基本方針」や「福岡型環境支払い」の話などが紹介されました。

宇根さんのことを知らない方には、これだけでは全く分からないかと思いますが、現在、福岡県では県の事業として「県民と育む『農の恵み』事業」が始められ、県内各地の有機農業を実践する農家や賛同する市民が集まって「農の恵み生き物調査」が行われています。その火付け役が、NPO 法人「農と自然の研究所」の代表理事である宇根豊さんなのですが、詳細については、別紙の現代農業の記事や新聞記事をご覧くださいいただければと思います。

(筋田さんのHPから無断でコピー。最近の宇根さんを伝える貴重な映像?)

その他、「去年の台風の被害では、倒伏しない田んぼがいくつかあり、そこではラクト菌を使っていたので、今年は全部の田んぼでラクト菌を使ってみよう」といった話も出されました。

(原さんのはなし)

幻の酒米だった「神力」を復活し、無農薬栽培で出来たお米で日本酒を造る取り組みが10年目を迎えることになって(平成17年度産は11年目になる)、平成16年産では大吟醸を作った。また、赤いお酒を作ろうと、仕込みの最後の1週間前に黒米を入れて色をつけると、ワインのような、赤～紫色のお酒ができた。

「発芽玄米」作りも始めた。湧水の中に網に入った玄米を2.5～3日漬けると、芽が出てくる。その後、脱水・乾燥(晴れのとき1日)、通常の玄米の水分含量である15%にもどして、袋づめをする(1kg入りで1,300円で販売)。最近は、「玄米欲しい」という声が増えてきたので、白米に、ちょっと玄米を入れて送っている。玄米には少し傷をつけて入れている。循環式の精米機で5分づきにすると出来上がる。

酒米「神力」の収穫祭での原誠一さん(詳細は別紙をご覧ください)

(岩下さんのはなし)

2月、3月は議会や総会のシーズンであるが、『今、何もせんだったら・・・』という疑問を持っている。これまで、「合鴨米」を変な人に使わせない、という事でやってきたが、これからは、逆にどんどん「合鴨米」を使わせて、使用した会員には産直通信をつけるようお願いしたら、と思う。逆転の発想だと思う。

農協の青年部の総会でも、これまでいろんな問題の戦いをしてきた。米価・減反政策等々。しかし、今では酒飲み集団になってしまった。このまま衰退するんじゃないかと心

通信「合鴨くんからのメッセージ」

配する。流通協議会も総論で落ち着いているが、実行できるものからやっていかないと、と思う。

有機認証制度についても、元々、有機認証は消費者が求めていたことではあるが、『こういう認証をしてくれ』と生産者が提案していかな、と思う。昔は消費者を巻き込んで、いろいろな運動を展開したが、だんだん自分たちだけの集団になってしまっている。

(阿蘇有機・下村さんのはなし)

阿蘇有機農研からは、これまで総務会に出席してこられた島川さんと交代して、下村さん、山本さんが参加することに。下村さんは、自称「オブザーバー」として参加して、山本さんがメインだとか(下村さんも是非参加して下さい)。島川さんは「土といのちを考える会」(酪農)の方で大忙しだとか。

阿蘇有機では、流通協議会発足当時から「合鴨米」の米袋を使用している。今では、あの袋でないと、米が売れない、とのこと。

(澤田たみこサンのはなし)

有機認証を受けて3年目(今年で4年目)だけど、書類審査が大変。昨年は無農薬の表示をめぐる農政事務所の調査が入り、大変な目にあつた。真面目にやっているものを探して摘発するのはおかしい。無表示のところを、なぜ取り締まらないのか疑問。

息子(泰之)は、就農して5年目。

(澤田泰之さんのはなし)

昨年、一昨年、新種のモチ種の薩摩白餅(鹿児島モチ9号)が、地元で適任種になるか否かの試験に取り組んだ。これは4Hクラブのプロジェクト活動で取り組み、加工場でアクマキや、甘酒を造ったり、アンケートを取ってみたり、お菓子屋に売り込んでみたり、いろいろな角度から検討した。餅としての品質に関しては、あまりいい結果が得られなかったが、勉強になった。

有機認証制度の問題は、母ちゃん(たみこサン)がやっている。

今年の総務会のようす(遠い福岡から筋田さんが駆けつけてくれました)

(筋田さんのはなし)

平成16年度は、合鴨を1羽も入れなかった。網張りが間にあわなかったり、昨年の鳥インフルエンザ騒動のために。いつもは200羽位入れるので、今年はそれくらいを予定している。

商標登録については、「合鴨米」の商標を取って良かったと思う。日本有機農業研究会が

「有機」の商標をとっていたら・・・、と思う。有機認証のために書類作りすることが、本当に信頼できる(証拠となり得る)のか？本人を信頼できるのか？

通信「合鴨くんからのメッセージ」

福岡県有機農業研究会では、認証制度は反対の姿勢をとっている。単に差別化商品を作るということになるし、周囲の環境をみれば、しっかり農薬を使っている場合が多く、論理が矛盾している、と思うからだ。

何が大切なのか、と問うなら、食育教育だと思う。例えば、外国産のものでも、同じ味の品物なら、価格で選んでしまう。味も同じ、安全性も同じなら、値段の差があるものが基準になってしまう。古野さん(全国合鴨水稻会、代表世話人)の話によると、中国では5,000haの合鴨団地が出現し、網も張っていないという(新聞記事をご覧ください)。生き残る方法としては、「中国の農産物には日本の環境がついていない」、逆に言うと、「中国の農産物には中国の環境がついており、中国の消費者を育てていくもの」だと思う。

恒例の懇親会(筋田さんには酒は欠かせません)

2. NPO 法人「日本産直生産者協会」設立準備委員会の報告

全国合鴨米流通協議会は NPO 法人『日本産直生産者協会』に生まれ変わるべく、移行準備をしているところですが、その設立準備委員会の会合が、さる平成17年2月11日に熊本県宇城市でありました(出席者は、上田、橋口、原、岩下、杉浦の5名でした)。総務会では設立準備委員会の検討内容を報告したのち、話し合いました。本紙では、設立準備委員会と総務会の両方で検討した内容をあわせて報告します。

まず、『日本産直生産者協会』の NPO 法人化に向けてのこれまでの準備経過(過去の総務会での協議、定款、役員名簿などの法人申請書類(原案)など)が説明されました。

結論的には、NPO 法人の設立は慎重にいこう、名称は、全国合鴨米流通協議会から産直生産者協会へ変更し、2~3年は移行期間をとろう、となりました。(理由は2つ)

① 一度申請してしまってから定款を変更しようと思っても、簡単にはできない。

少しずつでも修正を加え、完成度を高めていく慎重さが必要だろう。

② 申請よりも、活動自体が問題。2~3年様子を見て、動きがあるところから活動内容を拡大し、これでいいんじゃないか、という段階になったら、法人化してみてもどうだろうか？

2-1. 商標管理委員会の設立、運営について

ここでは2つの業務内容、①登録商標「合鴨米」の取り扱いに関する管理業務、②「合鴨米」の表示認証制度の確認業務、について議論しました。

①商標の管理について

少しややこしい話になります。登録商標「合鴨米」「合鴨米のたまご」を団体認証登録と

通信「合鴨くんからのメッセージ」

して変更する際には、法人格がないと取得できない、という事情がありました。が、団体商標取得のための申請期間というのが、更新時の移行期間内である半年間しかなかったそうで、現時点では団体商標は取得できない状況にあるそうです。しかしながら、別の考え方として、「日本産直生産者協会」に専用使用権を設定して、会員には通常使用権が使用できるような仕組みを作ることができるそうです。（専門用語の解説は下記になります。）

大枠としては上記のようなこととなりますが、事務处理的な問題として、通常使用権を使用する場合には書類申請制にするのか、「合鴨米」の規定に合致しているなら第三者にも貸し付ける権利を認めるのか、差し止め請求・損害賠償・相続の問題をどうするのか、などが挙げられます。

振り返ってみると、登録商標「合鴨米」は一昨年で10年目を迎えることになり、H4～H5年にかけて協議した「合鴨米」の定義（3年以上、継続して農薬や化学肥料等を使用しない、合鴨農法の米）は現在でも生きており、これからもこのまま続けていきたい、と考えています。10年前から、先を見越して取り組んできたことなので、今後も日本産直生産者協会を窓口として、生産者・消費者に対して登録商標「合鴨米」をアピールしていきたいと思えます。

具体的には、インターネット上のホームページで、「合鴨米」が掲載されているものを対象に調査を進めていきます。その際、「合鴨米」という名称には商標権が発生しており、栽培基準が設けられていることを説明し、「合鴨米」を使用する場合には本会に入会してオリジナルの米袋使うことや、栽培基準を遵守することを確認します。

登録商標としての「合鴨米」を活用し、品質保持機能としての「合鴨米」を守っていく取り組みが必要になりますが、生産者ごとに「合鴨米」の活用方法が異なってくるかもしれませんので、この件については商標管理委員会でさらに協議する必要があります。

②表示認証制度の運用について

結論的には、「合鴨米」の表示認証制度の運用については、希少価値のある取り組みではないかという認識で、今後も検討を重ねていくことになりました。また、異議が無ければ、次回の米袋から、「全国合鴨米流通協議会」から「日本産直生産者協会」に随時変えていく必要があるのではないか、という意見も出されました。

この件に関して、総務会では、様々な意見が出されました。以下、箇条書きでご紹介します。

現行の有機認証制度に関する意見

- 消費者にとってではなく、大きな流通専門業者（生協とか）や公的機関から認証を求められている。第三者認証で本当に信用できるのか？
- 有機認証制度は「第三者認証」ゆえ、認定機関が潰れると「加害者」と「被害者」が生まれる。
- 将来的には、有機認証制度（県の有機認証制度）の統廃合が進むのではないかと。

通信「合鴨くんからのメッセージ」

本では、大きな組織のところだけが生き残るような状況になるのではないか。

●認証には3つの‘S’が大切。「信用」、「信頼」、「シンプル」。現行の有機認証制度は書類審査が多く、基準が多岐にわたるためガンジガラメという印象は否めない。認証制度はもう少しシンプルな方がいい。それよりも、信用あってこそその「品質保証」。産直を何十年もされている人を信用できるかどうかにかかっていると思う。有機認証の弱点はそこにあるのでは？

●認証制度を謳うなら、消費者との交流が絶対条件。農薬や化学肥料を何もやらない、ふらないといっても、汚染の問題は全国的に突き詰めると厳しいと思う。

「合鴨米」の表示認証制度に関する意見

●今後、生産者が新規で産直を開拓するのが益々困難になり、消費者の方は「本物」の食べ物を探すのが益々難しくなる時代になる。そこで、「合鴨米」の表示認証制度の運用が、「本物」を示す一つの目安になるのではないか？

●「合鴨米」は、有機認証制度に変わる生産者側からの(百姓からの)アプローチとして活用していく。今後は、合鴨米の品質保証システムをいかに作っていくか。

●産直を実践する生産者同士の情報交換という意味でも、「日本産直生産者協会」の活動が、目に見える形でやっていこう。

③「合鴨米」の米袋に、ロットナンバーを入れる工夫

袋に固有の番号を入れる件は、以前から検討してきた議題です。「合鴨米」の米袋を注文した会員に対して、どの番号の袋が発送されたかを確認することができるなら、トラブル等が生じた場合には原因を追跡しやすい利点があります。しかし、袋に異なる番号を付けるコストをいかに安価にするかが問題となっています。この件もじっくり検討を重ねていこうと思っています。

④今後の取り組み方について

「合鴨米」商事認証制度の規約などの骨子は、全国合鴨米流通協議会が設立された当時の規約と、3年前に上田さんが提案された「流通協議会再活性化私案」が参考になる。それらをもとに、新規約を作成。作成メンバーは、岩下・上田・杉浦。

用語解説(参考)

商標(trademark)

商標とは文字、図形、記号もしくは立体的形状若しくはこれらの結合またはこれらと色彩との結合(すなわち標章)であってその商品や役務(サービス)について業として使用されるものを言う[商標法第2条]。したがって、音声、におい、味(sensory mark)や動くマークは出所表示できるものであっても現行法上商標とならない。商標と言う言葉は、従来からの商品に付与されるものに限らず、サービスについて使用するサービスマークを含んでいる。

登録商標 (registered trademark)

登録商標とは特許庁にて商標登録原簿に登録された商標を言う。登録には商標権の

通信「合鴨くんからのメッセージ」

設定の登録が必要であり、商標権の設定手続きとしては登録査定から30日以内に登録料の納付が必要である[商標法第19条]。設定登録された商標は商標公報に掲載され、異議申立ての対象となる。

団体商標 (collective mark)

団体商標とは事業者を構成員に有する団体がその構成員に共通に使用させる商標であり、団体の構成員が扱う商品・役務についての共通の性質を示すものである。登録可能な団体商標は公益社団法人や事業協同組合等であって、法人格を有するものである[商標法第7条]。財団法人、株式会社、フランチャイズチェーン、商工会議所は団体商標の登録を受けることができない。

専用使用権

(exclusive license)

商標権については、商標権者は指定商品または指定役務について登録商標を使用する権利を専有し、その部分について同一範囲内で単一の専用使用権を設定できる[商標法第30条]。なお、地域、時間、商品・役務で区分してそれぞれ専用使用権を設定することは構わない。登録が権利発生要件である[準用する特許法第98条第1項第2号]。契約により独占的にライセンスする独占的通常使用権は商標法の専用使用権とはその発生過程が異なる。

通常使用権

(non-exclusive license)

商標権者は原則的にその商標権について他人に通常使用権を設定でき、通常使用権者はその設定行為で定めた範囲内において、指定商品または指定役務について登録商標を使用する権利を有する[商標法第31条]。登録は第三者対抗要件に過ぎない。また、現行法は類似商標の分割移転を認めているため、禁止権の範囲について当事者間で訴不提起契約(Covenant not to sue)を締結しても良いと思われる。

2-2.ホームページの活用について

NPO 法人「日本産直生産者協会」設立にむけて、流通協議会の会員の皆様をお願いしたい事として、次のような意見も出されました。

- 会員の米作りや産直活動を、インターネットのホームページなどで紹介しよう。会員の方々がどういう所で、どんな風にお米を作っているのかを公開していこう。
- ホームページを活用して、流通協議会の会員がこれまで取り組んできた生産者と消費者との交流活動を、載せてみは？
- 手書き通信もスキャナーで読み込むことができるので、ホームページに掲載しよう。
- 地域で取り組んでいる学校給食などの取り組みなども、どんどん紹介しよう。
- 「合鴨米」の袋を利用している生産者の方には、特にそれらの報告義務をお願いして

通信「合鴨くんからのメッセージ」

みては？

■ホームページ上で、会員のそれぞれの活動を紹介することが会員の紹介にもなり、NPO

法人化に向けて、活動基盤の環境整備にもなるのではないか。

そこで、別紙にて自己PRと栽培履歴を兼ねた様式を作成しました。様式はあくまで基本的なものです。消費者と農家を直接つなぐ産直活動についても具体的に教えて頂きたいので、あまり様式にこだわらずに、自由にご記入ください。詳細は、別紙をご覧ください。

2-3. インターネットを活用した会議法について

『「電子会議」のようなものが可能なら、会合のために各地から集合することなく、頻繁に会議ができるのではないか？』『メールで書き込む方式ではなく、音声(会話)でやりとりできないものか？』という意見が、設立準備委員会で出されました。

澤田泰之さんの話によると、現在、上記のようなサービスはいろいろあるそうで(無料ソフトなどもある)、パソコンがなくても携帯電話や家庭の電話口からでも参加できるそうです。これを受けて、総務会では、実現の方向で検討することとなりました。

実現すれば、もっと自由に、会員の皆様から生の声、意見が伺えるようになるかと思えます。

さらに、澤田泰之さんの地道な努力で、インターネットの検索サイト『YAHOO! JAPAN』にアクセスして、検索画面で「合鴨米」を入力すると、「合鴨米は登録商標です」という表示が1番目に出てきます(下図参照)。これによって、インターネット利用者が「合鴨米」に興味があつて検索すると、第1番目の検索結果として、日本産直生産者協会(全国合鴨米流通協議会)のホームページが紹介されます。志を同じくする全国の生産者にアピールができますし、消費者を顧客として新規獲得するチャンスにもなるといった点でも、大きな支援となるかと思えます。(ご苦労様でした、澤田さん。)

YAHOO(ヤフー)で「合鴨米」で検索した結果の画面

3. パソコン産直ソフトの製作について

前々号の通信でもご紹介しましたが、事務処理専用ソフト「産直ソフト」の完成に向けて、少しずつ改良がなされております。今回は、主に予約・発送方法の入力様式の検討が進められました。

例えば、上田さんの場合、今年秋にできる新米の予約は、同じ年の2月のうちに予約をとってしまい、発送は月1回(毎月3日など)と決めているそうです。阿蘇有機農研でも、8月までに予約注文をとって、月1回発送するような対応を基本としているそうです。しかし、「飛び込み」で注文があつた場合には、その都度注文を受け、その都度発送することになるようです。原さんのところでも「その都度注文を受け、その都度発送す

通信「合鴨くんからのメッセージ」

る」方式を取られているそうです。

このように、予約・発送の方法が固定方式と非固定方式の2つに大別することができます。こうした方式の違いを考慮して「産直ソフト」も製作しないと、産直農家のニーズに答えられないことが分かってきました。

その他、代金回収方法などについても、いくつもの方法が想定されるため(宅配時の代引き、郵便振替、銀行口座振替など)、それぞれの形式に合わせて様式が印刷できたり、領収書が出せたり、その月の発送分の未収金処理も翌月加算されるようなシステムにしているそうです。また、月の売り上げ代、手元に残るお金なども分かりますし、全顧客(消費者)の中から「今年は注文ある人」、「来年度の予約がない人」などを自動的に検索して、印刷することもできるそうです。

以上、「産直ソフト」でできる事務処理を断片的に紹介しましたが、市販の汎用ソフトで細かな内容を設定していくと、大変手間がかかってしまうとのことです。事務処理をスムーズに行うためには、使いやすい専用のパソコンソフトが欠かせないと思います。今後も改良を重ね、完成度を高めていきますので、ご意見・ご要望があればお寄せ下さい。

4. 会計担当者の交代について

約5年間、熊本県七城町の原誠一さん・文代さんご夫婦に全国合鴨米流通協議会の会計事務をお願いして参りましたが、この度諸事情により担当を交代することとなりました。大変多忙でありながらも、スムーズな会計処理を頂き本当にありがとうございました。長い間、お疲れ様でした。

なお、総務会において会計担当の交代が承認され、後任を検討した結果、本年度から杉浦智美(熊本県宇城市)が担当することになりました。会員の皆様、どうぞ宜しくお願い申し上げます。

特集2：原さんの「神力」収穫祭の紹介

いつも『合鴨君からのメッセージ』と一緒に同封している産直通信『風を感じて』は、熊本県七城町の原文代さんが執筆されているものです。今回は、趣向を変えて、毎年行われる収穫祭の様態を紹介します。産直の中で重要な仕事の一つである消費者との交流会の様子をご覧いただければと思います。(個人的には久しぶりに参加したため、秋空が素晴らしかったこと。多謝。)